

兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例と健康増進法との比較

1 施設毎の規制内容比較

対象施設の区分	県条例	健康増進法
幼稚園、保育所、小・中・高校等	敷地内禁煙（敷地の周囲も喫煙を制限） ※原則、屋外喫煙場所も設置不可	敷地内禁煙（屋外喫煙場所設置可）
病院、診療所、助産所、児童福祉施設、母子・父子福祉施設等		
大学、専修学校、薬局、介護老人保健施設等	敷地内禁煙（屋外喫煙場所設置可）	同左
官公庁施設	敷地内禁煙（屋外喫煙場所設置可） （行政、立法、司法機関の庁舎）	行政機関の庁舎： 敷地内禁煙（屋外喫煙場所設置可）
		それ以外： 建物内禁煙（喫煙専用室設置可）
物品販売業、金融機関、宿泊施設、理容所・美容所、図書館、社会福祉施設など多数の方が利用する施設	建物内禁煙（喫煙室設置可）	同左
飲食店	建物内禁煙（喫煙室設置可） ※ただし、次の全ての要件を満たす飲食店は、喫煙店舗とすることが可能 ・条例施行の際、現に存する飲食店 ・客席面積が100㎡以下 ・個人又は中小企業 ・喫煙区域には20歳未満の者及び妊婦の立入禁止を表示	建物内禁煙（喫煙室設置可） ※ただし、次の全ての要件を満たす飲食店は、喫煙店舗とすることが可能 ・条例施行の際、現に存する飲食店 ・客席面積が100㎡以下 ・個人又は中小企業 ・喫煙区域には20歳未満の者の立入禁止を表示
観覧場、運動施設、動物園、植物園、遊園地、都市公園等	建物内禁煙（喫煙室設置可） 敷地（建物外）禁煙（屋外喫煙場所設置可）	建物内禁煙（喫煙専用室設置可）

2 加熱式たばこの取り扱い

区分	県条例	健康増進法
全対象施設	加熱式たばこは、紙巻きたばこと同様の取り扱い （「指定たばこ室」の設置認めず）	当分の間の措置として「指定たばこ室」の設置を認め、同所では飲食しながらの喫煙も可

3 喫煙環境表示

区分	県条例	健康増進法
建物内全面禁煙施設	飲食店は「禁煙」表示義務あり	表示義務なし
建物内に喫煙場所を設ける施設	施設と喫煙場所の入口に表示が必要 ＜施設の入口＞ ① 施設内に喫煙区域があること ② ①以外の場所は喫煙禁止 ＜喫煙場所の入口＞ ① この場所が喫煙区域であること ② 20歳未満の者と妊婦は立入禁止	施設と喫煙場所の入口に表示が必要 ＜施設の入口＞ ① 施設内に喫煙区域があること ② ①以外の場所は喫煙禁止 ＜喫煙場所の入口＞ ① この場所が喫煙区域であること ② 20歳未満の者は立入禁止

4 その他規制区域外での取組

区分	県条例	健康増進法
施設管理者	建物等への出入り、自動車の乗降、待合 いなど人が相互に近接して利用する場 所では、吸殻入れ等を設置しないなど 必要な措置を講じなければならない	多数の者が利用する施設では、喫煙場 所を定める際には、望まない受動喫煙 を生じさせることがない場所とするよ う配慮しなければならない

5 20歳未満の者と妊婦への取組

区分	県条例	健康増進法
20歳未満の者と妊婦	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20歳未満の者及び妊婦と同室する住 宅居室内や同乗する自動車内での喫 煙禁止※ ・ 20歳未満の者及び妊婦の喫煙区域へ の立入禁止 ・ 妊婦の喫煙禁止 	20歳未満の者の喫煙区域への立入禁止

※ 他に、喫煙が禁止される場所として、「①通学時間帯における通学路、②祭礼、縁日その他の多数の者の集合する催しが行われている屋外の場所で20歳未満の者又は妊婦が現にいる場所及びその周囲」を規則で規定。

6 罰則等

区分	県条例	健康増進法
喫煙者 ・ 喫煙禁止区域での 喫煙	条例の上乗せ部分の違反については、 法とは別に過料あり	過料あり
施設管理者 ・ 受動喫煙防止区域で の措置違反 ・ 立入検査への対応		